

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の概要

調査の目的

児童生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組の一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応、適切な支援につなげていくもの。

調査の概要

調査実施課	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課								
調査範囲 及び 報告者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国公立私立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校〔約36,000：全数〕 ・ 都道府県及び市区町村教育委員会〔約1,800：全数〕 								
調査票 及び 調査事項	<table border="0"> <tr> <td>① 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況</td> <td>⑤ 高等学校における中途退学者数等の状況</td> </tr> <tr> <td>② 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等</td> <td>⑥ 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況</td> </tr> <tr> <td>③ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等</td> <td>⑦ 出席停止の措置の状況</td> </tr> <tr> <td>④ 高等学校における長期欠席の状況等</td> <td>⑧ 教育相談の状況</td> </tr> </table>	① 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	⑤ 高等学校における中途退学者数等の状況	② 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	⑥ 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	③ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等	⑦ 出席停止の措置の状況	④ 高等学校における長期欠席の状況等	⑧ 教育相談の状況
① 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	⑤ 高等学校における中途退学者数等の状況								
② 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	⑥ 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況								
③ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等	⑦ 出席停止の措置の状況								
④ 高等学校における長期欠席の状況等	⑧ 教育相談の状況								
調査時期	毎年4月1日～翌年3月31日までの期間								
調査系統 調査方法	文部科学省－都道府県・都道府県教育委員会－市区町村・市区町村教育委員会－報告者 郵送 又は オンライン								
結果公表	確 報：調査実施年の 10月 ※ e-Stat 及び インターネット（文部科学省HP）により公表								

第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」 別表

項目	具体的な措置、方針等
第2 2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備	○ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、更なる客観性及び比較可能性の向上を目指し、引き続き調査の改善に取り組む。



文部科学省の対応状況

○調査票等の見直し（主なもの）

令和元年度調査 (令和2年度実施)	・いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について、 発生年度を明確化するための注書きの変更
令和2年度調査 (令和3年度実施)	・ 「学校コード」を活用 し、学校基本情報等を自動入力化 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、調査項目の見直し ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活動日数調査における、年間活動日数区分の変更
令和3年度調査 (令和4年度実施)	・いじめ「重大事態」について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況を調査項目として追加

○公表方法の見直し（新たに公表を行ったもの）

平成29年度調査 (平成30年度実施)	・従来都道府県別一覧を公表していた項目について、 新たに指定都市別一覧の公表を開始 暴力行為の発生件数及び1,000人当たりの発生件数 いじめの認知件数 等
令和2年度調査 (令和3年度実施)	・いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する 「重大事態」の都道府県別発生件数 ・高等学校の長期欠席の 「都道府県別・指定都市別 不登校生徒数及び1,000人当たりの不登校生徒数」